

**(申込先変更) 令和7年1月最終開催【建設事業者向け】
時間外労働の上限規制等に関する説明会のご案内**

群馬労働局 監督課

【建設事業者向け】時間外労働の上限規制等に関する説明会	
開催日	1/29
曜日	水
対象事業場所在地	前橋
担当署	前橋署
会場	群馬建設会館 研修室①

建設の事業についても、2024年（令和6年）4月から時間外労働上限規制が適用されております。

令和7年1月、群馬労働局では上記のとおり、建設事業者向けの「時間外労働の上限規制等に関する説明会」《参加無料》を開催いたします。

なお、本年度における説明会は、今回の説明会をもって終了となりますので、申し添えます。

また、時間外労働に密接に関連する「工期」についても配慮が必要となりますので、工事発注者の立場の方におかれましても、参加につきまして積極的にご検討くださるようお願い申し上げます。

※ 多くの関係事業者以案内状をお送りする予定ですが、行き届かない場合もあり得ます。参加を希望される方は、下記までお問合せくださるようお願いいたします（事業場の所在地に限定されず、今回の説明会に参加することが可能です。）。

【参加申し込み先・問い合わせ先が変更となりました】

これまで：ランゲート株式会社

本日以降：群馬労働局労働基準部監督課

〒371-8567 前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 8階

【TEL】027-896-4735 担当 城詰 七尾 西山

説明内容は以下を予定しております。（開始 14：00 ～ 終了 16：30 予定）

1 説明項目

- (1) 建設業の時間外労働上限規制について
- (2) 上限規制の例外について
- (3) 36協定（時間外・休日労働協定届）の窓口指導事例
- (4) 監督署による監督指導事例
- (5) 適正な工期設定について
- (6) 働き方改革の推進に向けた支援について

2 質疑応答

以上